

## いばらき自然エネルギーネットワーク アルバイト（短時間労働者）規程

### （目的）

#### 第1条

本規程は、いばらき自然エネルギーネットワークでの再生可能エネルギー利用および省エネルギーの推進・普及のために雇用する短時間労働者(以下、アルバイト)の雇用及び賃金に関し、必要な事項を定める。

本規程は、幹事会が必要と認めた場合のアルバイト雇用及び賃金に関して定めるものである。なお、時間の都合などから事務局長が必要と認めた場合には幹事会へ事後承認を行う。

### （職務）

#### 第2条

アルバイトは、下記に定める省エネルギー・省資源、再生可能エネルギー利用の推進および知識の普及・啓発を図ることを職務とする。

1. いばらき自然エネルギーネットワーク運営業務全般
2. ワークショップ運営・補助
3. 再生可能エネルギー、省エネルギー、省資源等調査
4. その他再生可能エネルギー、省エネルギー推進に資する業務(労働時間及び休憩時間)

### （雇用期間）

#### 第3条

アルバイトの任期は、委嘱の日から1年以内とする。ただし、再任は妨げないものとする。

### （労働時間及び休憩時間）

#### 第4条

1週間の所定労働時間は20時間以下とし、月10日以下の勤務時間とする。なお、アルバイトは個別に招聘する。

### （災害補償）

#### 第5条

災害補償については、加入する保険の適用範囲内において適用、給付する。

### （賃金等）

#### 第6条

アルバイトの賃金については1,000円/1時間とする。

- 2 アルバイトの賃金は時間給のみとし、手当等は支給しない。
- 3 アルバイトに対する賃金の支給については、当該月の業務終了後、速やかにアルバイトの指定する本人名義の口座へ振り込むことにより支払う。
- 4 業務上旅行するアルバイトに対し、必要がある場合は、交通費を支給する。

(その他)

第7条

この規程に定めるもののほか、アルバイトに関し必要な事項は、幹事会の議を経て、代表が別に定める。

第8条

この規程を改廃する場合は、幹事会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、平成31年3月5日から施行する。